

# ▲足立区から転出される方へ

新しい住所地に住み始めた日から、14日以内に転入届の手続きをしてください。

届出には、**転出証明書と本人確認資料**(※1)とマイナンバーカード(個人番号カード)(※2)が必要になります。

外国人の方は、この他に「全員分の在留カード・特別永住者証明書(みなしを含む)」が必要です。

※1 転入のお手続きの際に必要な本人確認書類は、自治体により異なりますので、あらかじめ新住所地にご確認ください。※2 お持ちの方のみ

**ご注意ください**

正当な理由がなく14日以内に届出をしなかった場合は、5万円以下の過料に処せられることがあります。

項目	足立区での手続き	新住所地での手続き
マイナンバーカード・印鑑登録のこと	<p>マイナンバーカード(個人番号カード)</p> <p>手続きの必要はありません。 ※「マイナンバーカード申請中の方」は、転出(予定)日以降の受け取りはできません。再度新住所地で申請をお願いします。なお、新住所地で申請継続(写真の再利用)が出来る場合があります。新住所地へご確認ください。</p>	<p>マイナンバーカードをお持ちの方は、転入届出時にカードを提示してください。住み始めた日から14日以内に転入届を提出することにより、マイナンバーカードを新住所地で継続して利用することができます。くわしい手続き方法については、新住所地にご確認ください。 ※住み始めた日から14日以内に手続きをしないと失効します。</p>
印鑑登録	<p>転出(予定)日で廃止になります。印鑑登録証をお返しく下さい。</p>	<p>必要な方は、改めて印鑑登録のお手続きをしてください。</p>
国民健康保険	<p>転出(予定)日で資格がなくなります。国民健康保険資格確認書をお持ちの方はお返しく下さい。 ※「資格情報のお知らせ」はお返しいただく必要はありません。</p>	<p>転入届出時に加入の手続きをしてください。加入手続き方法については、新住所地へご確認ください。</p>
国民年金第1号被保険者	<p>手続きの必要はありません。</p>	<p>日本年金機構にマイナンバー(個人番号)が収録されている方は、原則住所変更手続きは不要です。</p>
国民・厚生年金受給者	<p>手続きの必要はありません。</p>	<p>「年金受給権者住所変更届」をお近くの年金事務所へ提出してください。※日本年金機構にマイナンバー(個人番号)が収録されている方は、原則住所変更手続きは不要です。</p>
医療・年金・介護のこと	<p>介護保険</p> <p>被保険者証をお返しく下さい。 ※住所地特例施設に入所される方は、被保険者証はそのままお持ちください。後日新住所地の住所が記載された被保険者証を郵送します。</p>	<p>要介護・要支援認定を受けている方で、新住所地に認定を引き継ぐ方は、新住所地に住み始めた日から14日以内に認定手続きをしてください。 ※住み始めた日から、14日以内に手続きをしないと失効します。</p>
・都医療券(人工透析・気管支ぜん息など) ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証	<p>都内へ</p> <p>手続きの必要はありません。</p> <p>都外へ</p> <p>医療券・医療証または受給者証をお返しく下さい。 ※新住所地で受給者証のコピーが必要になる場合があります。くわしくは新住所地へご確認ください。</p>	<p>新住所地へご確認ください。</p>
障 受給者証	<p>受給者証をお返しく下さい。 ※都内へ転出される場合は、受給者証交付状況連絡票を交付します。</p>	<p>新住所地へご確認ください。 ※課税証明書が必要となる場合があります。必要年度等は、新住所地へお尋ねください。</p>
公害医療手帳	<p>衛生管理課公害保健係(電話 03-3880-5893 FAX 03-3880-5602)へお問い合わせください。</p>	



足立区

話題のスイーツ&グルメまで

めっちゃ **拡大** 返礼品

東京都足立区

ふるさと納税



お申し込みはコチラ

予約困難な名店の食事券も!

銭湯の一番風呂貸し切り!?

足立の技術が光る逸品が



TOKYO  
ADACHI CITY

寄附の使い道をご指定いただける足立区版ふるさと納税。  
ご寄附いただいた皆様に心ばかりのお礼の品をお贈りします。  
お申し込みは「ふるさとチョイス」から。足立区への応援をぜひお願いします。

あだち未来支援室 協働・協創推進課  
電話 03-3880-5020 FAX 03-3880-5610  
E-Mail npo@city.adachi.tokyo.jp

項目		足立区での手続き	新住所地での手続き
高齢者の窓口	後期高齢者医療制度	都内へ 資格確認書をお返してください。	新住所地へご確認ください。
		都外へ 転出(予定)日で資格がなくなります。資格確認書をお返してください。	
高齢者の窓口	シルバーパス	都内へ 手続きの必要はありません。	東京バス協会にご連絡ください。 (電話 03-5308-6950)
		都外へ 転出(予定)日で資格がなくなります。パスをバス営業所または東京バス協会にお返しください。くわしくは東京バス協会へお問い合わせください。	
高齢者の窓口	老人ホーム等の施設に入る方	介護保険課資格保険料係 (電話 03-3880-5744 FAX 03-3880-5621) 国民健康保険課資格賦課担当 (電話 03-3880-5240 FAX 03-3880-5618) 高齢医療・年金課 (電話 03-3880-6041 FAX 03-3880-5981) にご連絡ください。	転入届出、施設等への届出の手続きをしてください。
	公立小・中学校	転校する方は学校から「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」をもらってください。	「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を持参して、新住所地で転校の手続きをしてください。
子育ての窓口	母子健康手帳	手続きの必要はありません。	新住所地へご確認ください。
	乳幼児の健診・予防接種	手続きの必要はありません。	
	☎・☎・☎医療証	転出(予定)日で資格がなくなります。医療証をお返してください。	
	(国) 出産・子育て応援給付金(妊婦のための支援給付)	手続きの必要はありません。	足立区で申請していない場合は、新住所地へご確認ください。
	児童手当	手続きの必要はありません。 ※単身での転出の場合は、手続きが必要になることがありますので、親子支援課児童手当係へご連絡ください。 (電話 03-3880-6492 FAX 03-3880-5573)	転出予定日の翌日から15日以内に新住所地で申請が必要です。手続きに必要な書類は新住所地へご確認ください。
	児童扶養手当・児童育成手当 ひとり親家庭等医療費助成制度	親子支援課ひとり親手当・医療係で手続きが必要です。 (電話 03-3880-5883 FAX 03-3880-5573)	転入時に手続きが必要です。 くわしくは新住所地へご確認ください。
	特別児童扶養手当	手続きの必要はありません。	
税金・保険料の窓口	特別区民税・都民税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険料、介護保険料、又は、後期高齢者医療保険料に未納のある方	未納のある税・保険料の担当課へご連絡ください。 <b>*おかけ間違いのないようご注意ください。</b> ☐特別区民税・都民税、軽自動車税(種別割) — 納税課 (電話 03-3880-5235・5236・5237 FAX 03-3880-5612) ☐国民健康保険料 — 国民健康保険課滞納整理第一係・第二係 (電話 03-3880-5243・5244・5019 FAX 03-3880-5618) ☐介護保険料 — 介護保険課資格保険料係 (電話 03-3880-5744 FAX 03-3880-5621) ☐後期高齢者医療保険料 — 高齢医療・年金課 (電話 03-3880-6041 FAX 03-3880-5981)	
	新たな年度の特別区民税・都民税について	特別区民税・都民税は、その年の1月1日に住民登録があった区市町村で課税されます。そのため、転出後に足立区から納税通知書等が送付される場合があります。その際は、納期限までに納めてください。	

項目		足立区での手続き	新住所地での手続き	
障がいのこと	身体障害者手帳 愛の手帳	手続きの必要はありません。	新住所地で住所変更等の手続きをしてください。	
	・自立支援医療受給者証(精神通院・育成医療・更生医療) ・精神障害者保健福祉手帳	手続きの必要はありません。	転入手続きが必要です。手続き方法については新住所地へご確認ください。	
	障害福祉サービス受給者証	(身体・知的・難病) お住まいの地域を担当する障がい福祉課各 支援係へご連絡ください。 (精神) お住まいの地域を担当する各保健センタ ー、中央本町地域・保健総合支援課の各地 域保健係へご連絡ください。	新住所地で新たに受給者証発行の手続きを行ってください。その際、障害支援区分をお持ちの方は、足立区で発行した「障害支援区分認定証明書」を新住所地に提出してください。	
	障がい者福祉手当 難病患者福祉手当 特別障害者手当 障害児福祉手当	手続きの必要はありません。	新住所地へご確認ください。	
	重度心身障害者手当	都内へ 都外へ	都内へ 都外へ	都内へ 都外へ
その他	排気量125cc以下のバイク・ 小型特殊自動車	ナンバープレート変更などの手続きが必要になります。 くわしくは、課税課軽自動車税係(電話 03-3880-5848 FAX 03-5681-7665)へお問い合わせください。		
	犬の登録	手続きの必要はありません。	「マイクロチップ」で登録をされている方 環境省のマイクロチップ登録サイトから住所変更 手続きを行ってください。自治体によっては、再度、 自治体での登録が必要となる可能性がありますので、 新住所地の自治体にお問い合わせください。 「鑑札」をお持ちの方 足立区で交付された「鑑札」を持参し、転入の手続 きをしてください。	

**【重要】**  
● コンビニエンスストアでの証明書の取得について  
転出する本人は、転出予定日の前営業日(足立区役所開庁日)までは、  
コンビニエンスストアにて証明書の発行が可能です。

お問い合わせコール あだち

03-3880-0039



FAX: 03-3880-0041

【受付時間】午前8時～午後8時(1月1日～1月3日を除く毎日)  
※専門的知識を要する内容や個人情報を伴う内容などは、担当の係をご案内いたします。

【足立区役所】 〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号

2026年4月改訂